

# 電気通信大学100周年キャンパス基本規程

平成28年 4月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学100周年キャンパス（以下「UEC Port」という。）の運用、使用基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程において運用とは、UEC Portに係る維持管理、運営等をいい、その内容、方法等については第3条に定める事業契約に定める。

(目的)

第2条 UEC Portは、電気通信大学（以下「本学」という。）の教育研究機能の更なる強化及び地域社会・産業界等との連携・共生に資することを目的とする。

(運用)

第3条 学長は、UEC Portの運用を、本学と事業契約（以下「事業契約」という。）を締結した事業者（以下「事業者」という。）に行わせるものとする。

(施設)

第4条 UEC Portに次に掲げる施設を置く。

- (1) 職員宿舎
- (2) 研究者宿泊施設
- (3) 学生宿舎
- (4) 共同研究施設
- (5) 福利厚生施設
- (6) 集会室及び交流スペース
- (7) 駐車場及び駐輪場
- (8) その他UEC Portの運用に必要な施設

(使用基準)

第5条 施設の使用基準（使用方法、使用期間、使用料等並びに入居者の選考基準及び退去基準をいう。以下同じ。）は、事業契約及び別に定める使用細則等によるもののほか国立大学法人電気通信大学施設等使用細則の定めるところによる。

2 施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、本学及び事業者の定める使用基準を遵守し、施設、設備、備品等の保全及び秩序の維持に努めるものとする。

(損害賠償)

第6条 使用者は、その責に帰すべき事由により施設、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、UEC Portに関し必要な事項は、本学及び事業者間で協議の上、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の前においても、この規程の実施のために必要な準備行為をすることができる。